



三重県公報

平成16年10月22日(金)

第1619号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- クリーニング業法によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定……………(薬務食品室) 1
- 保安林の指定をする予定である旨……………(森林保全室) 2
- 保安林の指定をする予定である旨の通知……………(同) 2
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知……………(同) 3
- 同伴……………(同) 3
- 広域連合を組織する地方公共団体の数の減少許可……………(市町村行政室) 4
- 広域連合の規約の変更許可……………(同) 4
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧……………(高速道・道路企画室) 4
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧……………(同) 5
- 証紙の販売所の名称を変更する旨の届出……………(出納局) 5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(N P O 室) 6
- 同伴……………(同) 6
- 同伴……………(同) 6
- 一般競争入札を行う旨……………(警察本部) 7

特定調達公告

- 落札者を決定した旨……………(税務政策室) 9

お知らせ

- 企画提案書の募集……………(地震対策室) 9

告 示

三重県告示第782号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地
財団法人 全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 平成16年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習実施計画等
 - (1) クリーニング師の研修

日 時	会 場 名	所 在 地	予定人員
平成16年11月28日 8時30分から	じばさん三重	四日市市安島1-3-18	80
平成16年12月5日 8時30分から	三重県勤労者福祉会館	津市栄町1-891	50

受付期間

平成16年11月1日～同月19日

(2) 業務従事者に対する講習（通信講習）

受付期間

平成16年11月1日～同月19日

講習等の科目及びレポート課題

講習等の科目及びレポート課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

レポート提出締切年月日

平成17年1月31日

3 受講料

- (1) クリーニング師の研修 5,000円
- (2) 業務従事者に対する講習 4,500円

4 修了証書の交付

研修及び講習の受講を終了した者に修了証書を交付します。

5 受講についての問い合わせ先

財団法人 三重県生活衛生営業指導センター
 津市広明町345-5 三浴ビル3階
 電話 059-225-4181

三重県告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定ですので、同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 保安林予定森林の所在場所

安芸郡美里村大字桂畑字池ノ裏1186の2、字梅ノ木沢1188の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、美里村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び美里村役場に備え置いて縦覧に供する。）

三重県告示第784号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1 1 保安林予定森林の所在場所

安芸郡美里村大字桂畑字池ノ裏1186の2、字梅ノ木沢1188の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、美里村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2 1 保安林予定森林の所在場所

一志郡美杉村太郎生字登り4034の2、4035の2、4062の1、4063の1、4063の2、字村中4157の1、4158の1、4258の2、字山ノ田4159の1、4174

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字登り4062の1・字村中4157の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、美杉村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

三重県告示第785号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成16年10月22日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 解除予定保安林の所在場所

亀山市江ヶ室二丁目366、366の1、371の1、371の2、371の4、371の5、371の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊対策等事業用地とするため

三重県告示第786号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成16年10月22日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 解除予定保安林の所在場所

一志郡美杉村八知字尾坂7575の4、7575の5、7576の3、7577の3、字柿木谷7592の5、7592の6、7594の3、7595の4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

三重県告示第787号

一志広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成16年10月6日許可しました。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県告示第788号

一志広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成16年10月6日許可しました。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部高速道・道路企画室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市布気町字高塚800番5から	旧	36.00～57.00	100.00
亀山市太岡寺町字境ノ尾806番8まで	新	36.00～62.00	100.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 嬉野美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡嬉野町大字矢下字小谷口91番3地内	旧	13.70～17.60	41.40
	新	14.10～20.20	41.40

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢南島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市津村町字白木725番4から	旧	7.10～21.00	158.00
伊勢市津村町字今菟田746番1まで	新	12.60～21.00	158.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢南島線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市津村町字北垣内666番 3 から	旧・新	6.00 ~ 19.00	1,600.00
伊勢市円座町字中新田2001番まで	新	9.80 ~ 59.00	1,480.00

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢路伊勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市津村町字里浦1657番 5 から 伊勢市津村町字北垣内666番 2 まで	新	6.00 ~ 19.00	540.00

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 306号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市桜町字大峡3219 - 1 番地先から	旧	25.30 ~ 34.70	41.00
四日市市桜町字大峡3225 - 2 番地先まで	新	35.00 ~ 68.80	41.00

三重県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部高速道・道路企画室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成16年10月22日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 嬉野美杉線	一志郡嬉野町大字矢下字鳥坂82番 7 から 一志郡嬉野町大字矢下字小谷口95番 1 まで	平成16年10月22日
一般国道 306号	四日市市桜町字大峡3219 - 1 番地先から 四日市市桜町字大峡3225 - 3 番地先まで	平成16年10月22日

三重県告示第791号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、証紙の販売所の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

平成16年10月22日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

証紙の販売人の名称	販 売 所 の 名 称		変 更 年 月 日
	旧	新	
株式会社 百五銀行	百五銀行 上野支店 上野市役所出張所	百五銀行 上野支店 伊賀市役所出張所	平成16年11月 1 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成16年12月13日まで縦覧に供します。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成16年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

共栄しらとりの会

(2) 代表者の氏名

川合 邦夫

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市西日野町4059番地14

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者が地域で明るく楽しい生活を送ることができるように、地域生活支援に関する事業を行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成16年12月13日まで縦覧に供します。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成16年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

まごころかいご おふくる

(2) 代表者の氏名

上嶋 登美郎

(3) 主たる事務所の所在地

上野市土橋61番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、伊賀地域及びその周辺市町村における高齢者・障害者に対して、どのような場合でも、住み慣れた自宅で、自分の意志で、自分らしい生活を、出来るだけ長く「ゆとりと笑顔のある暮らし」を実現できるよう支援するとともに、その関連事業をおこない、地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成16年12月13日まで縦覧に供します。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成16年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

SKY

(2) 代表者の氏名

内藤 悦子

(3) 主たる事務所の所在地

亀山市川崎町1583番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、誰もが安心して豊かな人間らしい暮らしを営む社会を実現させることを願い、高齢者や子どもに対して、高齢者の介護支援に関する事業と子育て支援に関する事業を行い、もって社会福祉の増進と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成16年10月22日

三重県警察本部長 飯 島 久 司

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

運転免許試験車両（大型バス・教習車仕様）1台

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することとします。

(3) 契約期間

平成17年3月1日から平成22年2月28日までの5年リース

(4) 納入期限

平成17年2月28日（月）

(5) 納入場所

三重県警察本部交通部運転免許センターとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者としてします。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者としてします。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により、指名停止を受けている期間中でない者としてします。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者としてします。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成16年10月29日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出してください。

提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能証明書及び定価証明書

(2) 過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、納入した実績を有する証明書

(3) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し

(4) 納税確認（証明）書

ア 県内に本店を有する事業者

（ア）三重県が賦課徴収するすべての税についての「納税確認書」（所管県税事務所が発行したものです。）の写し

(イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) 県内の事業所に賦課されるすべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し

(イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課 用度係 担当 平岡、森田

電話 059-222-0110 (内線) 2261、2266

(2) 入札説明書(仕様書)の交付方法

平成16年10月22日(金)から平成16年10月28日(木)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までの間に、(1)の場所で配布します。

(3) 入札書の提出日時及び場所

ア 日時 平成16年11月4日(木) 午前11時

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階入札室

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。

イ 場所 (3)のイに同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(6) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人がするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載することとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止
天災、その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 特定役務の名称 自動車税納税通知書等に係る印刷及び封入封緘等業務委託
- 2 担当部局 三重県津市栄町1丁目891 吉田山会館2階
三重県総務局税務政策室電算グループ
- 3 落札者決定日 平成16年9月27日
- 4 落札者 東京都品川区西五反田3丁目7番10号
エヌ・ティ・ティ・コムウェア・ビルングソリューション株式会社
代表取締役社長 今井 晴夫
- 5 落札金額 71,400,000円（うち消費税及び地方消費税3,400,000円）
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成16年8月17日

お知らせ

地震防災啓発印刷物作成業務に係る委託契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成16年10月22日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 公募対象事業
 - (1) 名称
地震防災啓発印刷物作成業務
 - (2) 事業の概要
ア 地震防災啓発冊子の原稿作成、印刷及び配送
イ 地震防災啓発ポスターの原稿作成、印刷及び配送
- 2 参加資格
次に掲げる条件をすべて満たした者とします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 企画提案時点で三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
 - (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
 - (4) 三重県が賦課徴収するすべての税及び消費税及び地方消費税において、未納がない者であること。
- 3 最優秀提案者決定の評価基準
 - (1) 提案者の業務実績、事業実施体制等
 - (2) 提案内容
 - (3) 経済性
- 4 説明会
企画提案に参加を希望する者については、次のとおり説明会を開催し、参加仕様書を交付します。
なお、説明会に出席できない場合は、担当部局に連絡のうえ、別途指定された日時に参加仕様書の交付を受けることとします。
 - (1) 日時 平成16年11月2日（火）午前10時30分から午前11時30分まで

(2) 場所 三重県津市栄町1-960
 三重県農協会館 5F 大会議室

5 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。

- ア 様式及び内容 説明会で指定します。
- イ 提出期限 平成16年11月8日(月)午後4時まで
- ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地
三重県防災危機管理局地震対策室
- エ 提出方法 ウの場所に持参又は郵送してください。
ただし、郵送による場合は平成16年11月8日(月)午後4時必着とします。

(2) 企画提案書の提出

次のとおり提出してください。

- ア 様式及び内容 説明会で指定します。
- イ 提出期限 平成16年11月18日(木)午後4時まで
- ウ 提出場所 (1)のウに同じです。
- エ 提出方法 ウの場所に持参又は郵送してください。
ただし、郵送による場合は平成16年11月18日(木)午後4時必着とします。

(3) 企画提案書の審査

平成16年12月上旬に、各提案者に対して文書にて通知します。

(4) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

6 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (3) 提出された各提案書は、返還しません。
- (4) 本件調達に関する質疑応答については、書面で行うものとします。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 三重県防災危機管理局地震対策室 担当 田中、山口
 電話 059-224-2184

毎週火、金曜日発行
 購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
 1 箇月 3,000円
 1 箇年 36,000円
 三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成16年10月22日発行
 津市広明町13番地
 三 重 県
 印刷・販売 伊藤印刷株式会社
 〒514-0027 三重県津市大門32-13
 TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862